令和３年度

村民税
県民税 特別徴収に関する綴

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

1　個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者）により通知される納税義務者の個人番号（平成30年度より当面の間，書面への記載は省略されます。）は，特別徴収に係る事務に限り使用することができ，たとえ本人の同意があったとしても，それ以外の事務（社会保障など）には使用することができません。※番号法第9条第3項

2　特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも，特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので，本人から個人番号の収集ができていない従業員については，引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。※番号法第6条

eLTAXによる特別徴収税額通知書の正本送付を希望された場合，紙面による副本の送付は行っていません。送付を希望される場合は御連絡ください。

異動届が未提出の場合や，御不明な点がありましたら早急に御連絡ください。

東海村役場
企画総務部税務課
〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目７番１号
電話（０２９）２８２－１７１１㈹
内線　1117・1118・1119
HPアドレス
https://www.vill.tokai.ibaraki.jp
※上記の郵便番号は，東海村役場固有の番号です。

令和３年５月13日

特別徴収義務者様

茨城県東海村長　山田　修

村民税・県民税の特別徴収について

平素より，本村税務行政につきまして，御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて，貴殿を令和３年度地方税法第41条及び第321条の4，並びに東海村税条例第45条の規定により，特別徴収義務者に指定しましたので，その取扱いに必要な関係書類を送付いたします。

つきましては，次項以降の村・県民税特別徴収の手引きを御参照いただいた上で，特別徴収に御協力をお願い申し上げます。

◎　**関係書類**

１．令和３年度村・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
２．令和３年度村・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
３．令和３年度村・県民税特別徴収に関する綴
　〇村・県民税特別徴収の手引き
　〇給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書・・・・・・・・・　５組
　〇特別徴収切替届出（依頼）書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２組
　〇特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・　１組
　〇指定通知書（ゆうちょ銀行・郵便局，銀行）・・・・・・・・・・・・・・・　１組
４．納入書・・・・・6月分から翌年5月分まで12枚と予備用紙3枚（必要な事業所のみ）
　　※別綴より該当月分を切り離して使用してください。

＜給与所得者に係る村民税・県民税特別徴収の手引き＞

１．特別徴収とは

◇村・県民税の特別徴収とは

特別徴収とは，給与支払者（事業者）が，所得税の源泉徴収と同様に，毎月従業員に支払う給与から村・県民税（個人住民税）を天引きし，納入していただく制度です。

地方税法，茨城県県税条例及び各市町村の税条例により，給与を支払う事業者は，原則すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

◇特別徴収義務者とは

毎年4月1日現在において，前年中に給与所得を有する個人住民税の納税事務者に給与の支払いをする事業主で，所得税を源泉徴収して納付する義務がある事業主をいいます。

◇特別徴収される方（納税者）とは

今年1月1日に東海村に住所のある給与所得者（従業員の方）は，原則として特別徴収の方法により村・県民税（個人住民税）が徴収されます。今年1月2日以降に，村外へ転出された場合でも今年の村・県民税（個人住民税）は東海村に納めることとなります。

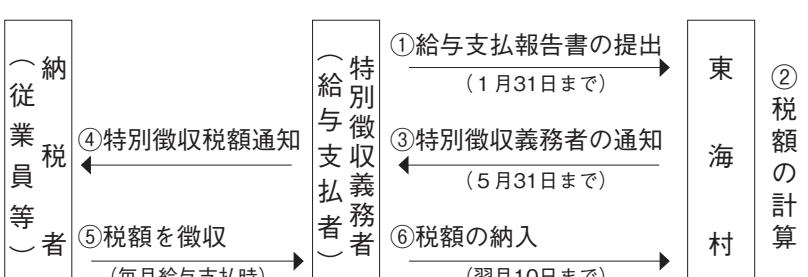

２．特別徴収の流れ

◇税額の決定通知書の送付

書類の内容について御確認ください。また，特別徴収義務者（給与支払者）への通知と併せて，納税者（従業員の方）への通知書も同封しておりますので，「納税者用」の通知書は各人へ配布してください。なお，既に退職した方がいる場合は早急に異動届出書を提出してください。

◇税額の徴収

毎月給与を支払う際に，送付された「村民税・県民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者控）」に記載された月割額を徴収してください。また，毎月の給与額よりも，税額の月割額の方が大きく，特別徴収ができない場合についても異動届出書を提出してください。

◇税額の納入

徴収した税額は，送付された「特別徴収税額の納入書」を使用して翌月10日までに納入してください。

※給与支払報告書提出時に「納入書不要」とされた場合は，納入書を送付しておりません。必要な場合は税務課まで御連絡ください。

◇税額の変更

年の途中に納税者（従業員等）の税額が変更となった場合は，「村民税・県民税特別徴収税額変更通知書」を送付します。送付後は，変更された税額の月割額を徴収してください。

※新しい「納入書」は送付されませんので，お手元の「納入書」の税額を手書きで訂正してお使いください。

※6頁に「税額差引簿」がありますので，月々の徴収の管理にお役立てください。

3. 納入取扱金融機関

○東海村役場

○ゆうちょ銀行・郵便局

○指定金融機関

常陽銀行　東海支店
（口座番号　普通　16889）

○収納代理金融機関

筑波銀行
水戸信用金庫
中央労働金庫
常陸農業協同組合
茨城県信用組合

※上記，金融機関の本・支店での納付が可能です。

※口座振替による納付はできません。

4. 納入書の納入金額の訂正方法

● 納入書送付後に退職・転勤・税額変更等により，納入すべき金額が納入金額（1）の欄の金額と異なるときは，納入金額（1）の欄の金額を**横線で消し，納入金額（2）の欄に正しい金額を記入**してください（納入済通知書だけでなく，領収証書，納入書も同様に訂正してください。）

● 納入書は機械で処理しますので，汚したり，折り曲げたりしないでください。

● **税額変更後の納入書は送付しておりません。納入書の訂正に御協力お願いいたします。**

（例）

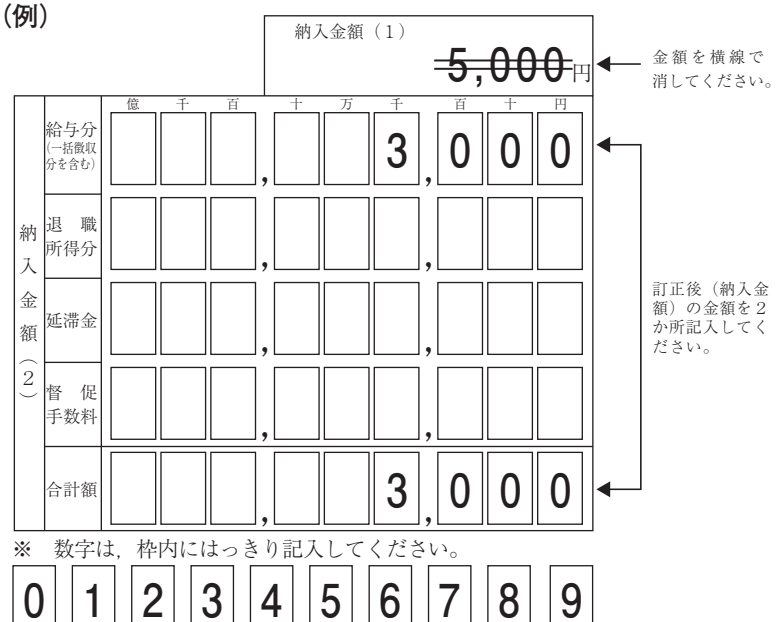

※　数字は，枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

※　納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

※　訂正印は不要です。

5. 納税者（従業員等）の異動処理

◇異動届出書について

納税者（従業員等）の入社・退職等により変更が生じた際は，すみやかに「異動届出書」を提出してください。

異動届出書の提出が無い場合，あらかじめお知らせした月割額と納入額が異なるため，督促状が送付されることになります。

毎月20日までに税務課に到着した場合は翌月中旬に，21日以降に到着した場合は翌々月中旬に変更の通知を特別徴収義務者へ送付します。

※例えば，異動届出書が6月15日に税務課へ到着した場合は，変更通知書が7月中旬に送付されますが，6月25日に税務課へ到着した場合は，変更通知書は8月中旬の送付となります。

◇退職者等がいる場合

納税者（従業員等）が，退職・休職・長欠・死亡・育児休業などのため，給与の支払いが無く，村・県民税の月割額を徴収することができなくなった場合は，すみやかに「異動届出書」を提出してください。異動届出書の記入見本が8頁以降にありますので参考にしてください。

◇転職・転勤のある場合

納税者（従業員等）が他の事業所へ転職・転勤し，月割額の徴収ができなくなった場合でも，新しい事業所で引き続き特別徴収ができる場合は，「異動届出書」の上部を記入したうえで，転勤者を通して新しい事業所へ回送してください。（個人番号は新しい事業所で記入します。）

新しい事業者の方は，納税者の個人番号及び下部に必要事項を記入し，税務課に提出してください。

異動届出書の記入見本が8頁にありますので参考にしてください。

◇未徴収税額の納入方法について

特別徴収されていた納税者（従業員等）が，退職等により給与からの特別徴収が継続できない場合，未徴収税額の納入方法は右記の２通りとなります。

①一括徴収（9頁）

最後の給与等から残りの税額を一括で徴収する方法です。

※その年の6月1日から12月31日までの間に退職等があり，納税者（従業員等）から一括徴収したい旨の申出があった場合は一括徴収をしてください。

※翌年1月1日以降に退職等がある場合は，必ず一括徴収をしてください。納税者（従業員等）の申出は不要です。

②普通徴収（10頁）

納税義務者に直接通知し，年税額を6月・8月・10月・翌1月の年4回に分けて納付する方法です。普通徴収に変更になる時期によっては納入回数が少なくなる場合もあります。

◇普通徴収から特別徴収へ変更する場合

村・県民税（個人住民税）が普通徴収となっている納税者（従業員等）の徴収方法を，給与からの特別徴収に変更する場合は「特別徴収切替届出（依頼）書」に必要事項を記入のうえ御提出ください。

毎月20日までに税務課に到着した場合は翌月中旬に，21日以降に到着した場合は翌々月中旬に変更の通知を特別徴収義務者へ送付します。納入書のみ先に必要な場合はその旨を御記入ください。

※二重送付を防止する為，普通徴収の納付書を添付してください。

※特別徴収の開始月は，余裕をもって設定してください。

※令和３年度の普通徴収から特別徴収への切替の受付は令和４年（2022年）3月15日必着までとなります。

6. 特別徴収義務者の変更について

◇特別徴収義務者に変更が生じた場合

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に変更事項を記入して提出してください。

7. 納期の特例について

◇納期の特例とは

特別徴収は通常6月から翌年5月までの1年間，毎月給与から月割額を徴収し，翌月10日の納期限までに納入してもらう制度ですが，「納期の特例」の承認を受けると，納入時期を年2回に変更することができます。

毎月の徴収した月割額を，特別徴収義務者が保管し，6月～11月分を12月10日までに，12月～翌5月分を翌6月10日までに納入する仕組みです。

◇申請の方法について

総従業員数（給与の支払を受ける方の人数）が常時10人未満の事業所に限り，申請により承認を受けることができます。

申請書は，ホームページよりダウンロードしていただくか，税務課までご連絡ください。

※申請の時期によっては，納期の特例の承認を受ける前に納期限が到来することがあります。その場合，納期限が過ぎたものについては納期の特例を受けることはできません。

※一度承認を受ければ，毎年申請をする必要はありません。

※総従業員数が，常時10人以上となった場合や，納期の特例の適用を受けることをやめる場合は，遅滞なく届け出てください。

8. その他

◇督促状について

特別徴収税額の納入が遅れている事業所に対し，督促状を送付しています。異動届出書の提出が無かった場合も，税額不足を理由として督促状が送付されますので御注意ください。

督促状が送付された後も納入が無い場合は，滞納整理の対象となりますので御承知おきください。

◇延滞金について

納期限までに納入されない場合は，納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ，地方税法の定める割合で延滞金が加算されます。

延滞金が生じた場合は，別途延滞金通知書が送付されます。

◇海外転出を伴う退職者について

納税者（従業員等）が海外への移住，または帰国等の理由により退職する場合，村・県民税の未徴収税額の滞納防止を図るため，未徴収額の一括徴収に御協力をお願いします。

一括徴収ができない場合や，1月2日以降に出国予定で前年の所得により新しい年度の課税が発生する可能性がある場合は，出国前に「納税管理人」を指定する必要がありますので，納税義務者（従業員）本人から税務課に連絡をするよう御指導をお願いいたします。

◇納税証明書の発行について

特別徴収による納入が納期限までになされない場合，特別徴収義務者（給与支払者）及び納税義務者（従業員等）の納税証明書が発行できない場合がありますので，御注意ください。

◇特別徴収が行えない場合について

事業経営不振などの理由で，毎月の給与支払ができていない場合は特別徴収を行うことができないため，すみやかに御連絡ください。

◇退職所得にかかわる個人住民税の特別徴収

〈退職所得に係る住民税の計算方法〉

①退職所得の金額を計算します。

退職所得の金額＝（収入金額（退職金の額）－退職所得控除額）×1/2

（千円未満の端数切捨て）

退職所得控除額算出表

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

②個人住民税額（特別徴収税額）を計算します。

個人住民税＝（退職所得の金額×税率（市町村民税6%，県民税4%）

（百円未満の端数切捨て）

令和３年度　村民税・県民税特別徴収税額差引簿

（単位:円）

区　分	月割異動税額												異動者，氏名 月日，事由等
	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初分													
異動分													
合　計													
納入月日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	

⊙特別徴収税額の管理にご活用ください。記載例は裏面にあります。

（記載例）

村民税・県民税特別徴収税額差引簿

（単位:円）

区　分	月割異動税額												異動者，氏名 月日，事由等
	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初分	86,400	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	特別徴収税額 通知書による11名分
異動分	△1,200	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000	東海一郎5月31日 退職により減
		△900	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	△1,100	甲田太郎税額変更 通知書により減
				△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	乙山二郎，大山五郎，小田一郎8月31日退職により減
					△800	△800	△800	△800	△800	△800	△800	△800	乙野花子9月30日東京支店へ転勤により減
						1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	山田次郎税額変更 通知書により増
合　計	85,200	80,100	79,900	77,900	77,100	78,700	78,700	78,700	78,700	78,700	78,700	78,700	
納入月日	7月10日	8月11日	9月10日	10月12日	11月10日	12月10日	1月12日	2月10日	3月10日	4月12日	5月10日	6月10日	

異動の事由にかかわらず令和４年度（2022年１月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは，両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1−2−3
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　○×商事
代表者の職氏名印	代表取締役　特徴　太郎　代表印
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	1．現年度　2．新年度　3．両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者指定番号	12345　※市町村ごとに異なります
整理番号	1234

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	スズキ　イチロウ				
123456	氏名	鈴木　一郎　（旧姓）	円	6 月から	9 月から	
生年月日	昭和・平成　50 年 1 月 1 日			8 月まで	5 月まで	××・8・31
個人番号			140,000	35,600	104,400	
1月1日現在の住所	○○県××市△△3−2−1					
給与の支払を受なくなった後						

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後，住所が変更になる場合に記入してください。

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		
課・係	人事課人事労務係	
氏名	特徴　花子	
電話	000−000−0000	（内線　123　）

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1．退職 2．転勤 3．合併 4．休 5．長	1．特別徴収継続 2．一括徴収 （1月以降は必須） 月分で納入

◎給与の　なくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は，次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には，「個人番号」は，前勤務先では記載しないでください。

徴収予定		
徴収予定月　日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
・	円	円
・	円	
・	円	

2．異動が令和　年　1月　1日以後で，特別徴収の継続の希望がないため

異動者印

相続人の氏名等		
氏名		続柄
住所		

8月末で退職する給与所得者が，9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

※「9．その他（特別徴収不可）」を選択された場合は，次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
	給与の支払が不定期（給与の支払が毎月でない）
	者（事業主のみ対象）

該当事項に○印をつけてください。

新しい会社で特別徴収を開始する月（9月）とその月割額を記載します。

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

転勤・再就職等により，新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。前勤務先では未記入のまま転勤者を通して新勤務先へ回付してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	56789
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒 654-3210 ○○県××市△△1−2−3
フリガナ	マルバツフドウサン　カブシキガイシャ
氏名又は名称	○×不動産　株式会社
代表者の職氏名印	代表取締役　特徴　次郎　代表印

連絡先の氏名及び所属課，係名並びに電話番号

課・係	庶務課社員係
氏名	特徴　進
電話	111−111−1111（内線　222　）

新しい勤務先では

月割額　11,600　円を

9　月分から徴収し，納入します。

新規の場合は，いずれかを○で囲んでください。

納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

異動の事由にかかわらず令和４年度（2022年１月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは，両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

令和　年　月　日提出 茨城県 東海村長 殿	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1－2－3
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 ㊞
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	スズキ イチロウ				
123456	氏名	鈴木 一郎 （旧姓）	円	6 月から	9 月から	
生年月日	昭和・平成	50 年 1 月 1 日		8 月まで	5 月まで	××・8・31
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000	円 35,600	円 104,400	
1月1日現在の住所	○○県××市△△3－2－1					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後，住所が変更になる場合に記入してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者指定番号	12345	※市町村ごとに異なります
整理番号	1234	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課人事労務係
	氏名	特徴 花子
	電話	000-000-0000（内線 123）

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（1月以降は必須） （9 月分で納入） （10 月 10 日納期分） 3. 普通徴収 （理由）

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は，原則一括徴収が基本となります。

該当事項に○印をつけてください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は，次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 ×× 年 12 月 31 日までで，申出があったため（8 月 25 日申出） 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で，特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
	9・20	円 104,400	円 104,400
	・	円	
異動者印 鈴木	・	円	

氏名		続柄	
住所			
電話			

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を，9月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額（年税額） 140，000円（6月から翌年5月分）
(イ)徴収済額 35，600円（6月から8月分）
(ウ)未徴収税額 104，400円（9月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し，納入します。

新規の場合は，いずれかを○で囲んでください。

納入書　要・不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

異動の事由にかかわらず令和４年度（2022年１月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは，両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

令和　年　月　日提出 茨城県 東海村長 殿	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1－2－3
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 代表印
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ	スズキ イチロウ				
123456	氏名	鈴木 一郎 （旧姓）	円	6 月から	9 月から	××・8・31
生年月日	昭和・平成	50 年 1 月 1 日		8 月まで	5 月まで	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000	円 35,600	円 104,400	
1月1日現在の住所	○○県××市△△3－2－1					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後，住所が変更になる場合に記入してください。

1. 現年度	2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者指定番号	12345
整理番号	1234
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係：人事課人事労務係 氏名：特徴 花子 電話：000-000-0000（内線 123）

※市町村ごとに異なります

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他（特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（1月以降は必須） （　月分で納入） （　月　日納期分） 3. 普通徴収 理由：異動の事由のとおり

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は，次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

該当事項に○印をつけてください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は，次 載してください。

一括徴収の理由	徴	相続人の氏名等
1．異動が令和　年　12 月　31 日までで，申出があったため（　月　日申出） 2．異動が令和　年　1 月　1 日以後で，特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	
異動者印		

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を，9月分から普通徴収に変更する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　140，000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35，600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額　104，400円（9月から翌年5月分）
↑
普通徴収税額

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		新しい勤務先では 月割額　円を　月分から徴収し，納入します。
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名		新規の場合は，いずれかを○で囲んでください。
フリガナ					
氏名又は名称			電話	（内線　）	納入書　要・不要
代表者の職氏名印	印				

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
整理番号	

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者） 住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞
個人番号又は法人番号	

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
（理由　　）

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が令和　年　12　月　31　日までで、申出があったため（　月　日申出）	・	円	円
2．異動が令和　年　1　月　1　日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
整理番号	

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者） 住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞
個人番号又は法人番号	

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
（理由　　）

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が令和　年　12　月　31　日までで、申出があったため（　月　日申出）	・	円	円
2．異動が令和　年　1　月　1　日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
整理番号	

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者） 住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞
個人番号又は法人番号	

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
（理由　　）

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が令和　年　12　月　31　日までで、申出があったため（　月　日申出）	・	円	円
2．異動が令和　年　1　月　1　日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
整理番号	

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者） 住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞
個人番号又は法人番号	

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
（理由　　）

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が令和　年　12　月　31　日までで、申出があったため（　月　日申出）	・	円	円
2．異動が令和　年　1　月　1　日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※市町村処理欄	
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります
整理番号	

令和　年　月　日提出

茨城県

東海村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者） 住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞
個人番号又は法人番号	

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで 円	月から 月まで 円	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号						
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
（理由　　）

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1（普B）	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
2（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が○○万円以下）
3（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が令和　年　12　月　31　日までで、申出があったため（　月　日申出）	・	円	円
2．異動が令和　年　1　月　1　日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	
異動者印	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	㊞

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号

課・係	
氏名	
電話	（内線　）

新しい勤務先では
月割額　　円を
月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄	

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　東海村長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　—	特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書（　要　・　不要　）
		フリガナ			
		名称（氏名）		担当者連絡先 係	
		代表者の職氏名印	㊞	担当者連絡先 氏名	
		法人番号		担当者連絡先 電話	—　　—

給与所得者	フリガナ		旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔　1　・　2　・　3　・　4　〕期　以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名				
	生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	月分（　　月　　日納期分）から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒　　—		届出理由	1. 入社　　2. その他（　　）
	現在の住所	〒　　— ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月　　日　までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

記入のしかたについては裏面をご参照ください。

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

特別徴収切替届出(依頼)書の記載のしかた

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄	

令和 ××年 ○○月 △△日 提出 (宛先) 東海村長	給与支払者(特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒012-3456 ○○県××市△△1−2−3	特別徴収義務者指定番号	新規	※市町村ごとに異なります
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)	株式会社 ○×商事	担当者連絡先	係	人事課人事労務係
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 (印)		氏名	特徴 花子
		法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		電話	000-000-0000

給与所得者	フリガナ	スズキ イチロウ	旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名	鈴木 一郎			
	生年月日	(昭和)・平成 50 年 1 月 1 日		特別徴収開始予定月	10 月分(11 月 10 日納期分)から特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒 123 — 44444 ○○県××市△△3−2−1		届出理由	(1.)入社 2.その他( )
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

既に今年度の納入書がある場合は，税額を訂正してご使用ください。
納入書訂正方法は3頁参照

特別徴収の税額通知書については，変更依頼受付日がその月の20日以前の場合は翌月中頃に発送します。
21日以後の場合は，翌々月の中頃の発送になります。

記入については裏面をご参照ください。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場企画総務部税務課住民税担当

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄	

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　東海村長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　—	特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書（　要　・　不要　）
		フリガナ			
		名称（氏名）		担当者連絡先 係	
		代表者の職氏名印	㊞	担当者連絡先 氏名	
		法人番号		担当者連絡先 電話	—　　—

給与所得者	フリガナ		旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔　1　・　2　・　3　・　4　〕期　以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名				
	生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	月分（　　月　　日納期分）から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒　　—		届出理由	1. 入社　　2. その他（　　）
	現在の住所	〒　　— ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月　　日　までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

記入のしかたについては裏面をご参照ください。

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

特別徴収切替届出(依頼)書の記載のしかた

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄	

令和 ××年 ○○月 △△日 提出 (宛先) 東海村長	給与支払者(特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒012-3456 ○○県××市△△1−2−3	特別徴収義務者指定番号	新規	※市町村ごとに異なります
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)	株式会社 ○×商事	担当者連絡先	係	人事課人事労務係
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 (印)		氏名	特徴 花子
		法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		電話	000-000-0000

給与所得者	フリガナ	スズキ イチロウ	旧姓	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名	鈴木 一郎			
	生年月日	(昭和)・平成 50 年 1 月 1 日		特別徴収開始予定月	10 月分(11 月 10 日納期分)から特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒 123 — 44444 ○○県××市△△3−2−1		届出理由	(1.)入社 2.その他( )
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

既に今年度の納入書がある場合は，税額を訂正してご使用ください。
納入書訂正方法は3頁参照

特別徴収の税額通知書については，変更依頼受付日がその月の20日以前の場合は翌月中頃に発送します。
21日以後の場合は，翌々月の中頃の発送になります。

記入については裏面をご参照ください。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場企画総務部税務課住民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄	

令和　　年　　月　　日　提出

（宛先）　東海村長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地（住所）	〒　　—	※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。
名称（氏名）		
代表者の職氏名印		㊞
法人番号		

特別徴収義務者指定番号			※市町村ごとに異なります
担当者連絡先	係		
	氏名		
	電話	—　　—	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和　　年　　月　　日

事　項	変更前（旧）　※ 変更項目のみ記入してください。	変更後（新）　※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地（送付先）	〒　　—	〒　　—
フリガナ		
名　称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	—　　—　　（内線　　）

変更理由（該当番号に○）

1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
7. 合併による変更【下欄を記入してください。】　8. 分割による変更【下欄を記入してください。】　9. その他（　　）

統合・合併・分割後の指定番号

1. 指定番号を新規に取得する。
※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。
※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号		※市町村ごとに異なります

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。
※ 個人事業主が法人化した場合は新規扱いとなります。

指定番号		※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所

所在地	〒　　—	
フリガナ		
名　称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	
法人番号		
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります

【 提出先 】 〒319-1192　東海村東海三丁目7番1号　東海村役場企画総務部税務課住民税担当

東海村の村・県民税特別徴収税額の納入書を初めて受け付ける金融機関に対し，指定通知書を提出する必要があります。
指定通知を受けていない金融機関には，下記の指定通知書を提出してから納入してください。

きりとり

指　定　通　知　書（銀行）

貴店を地方税法第321条の５第４項の規定により当村の村民税・県民税（特別徴収）取扱金融機関に指定します。

１．特別徴収義務者

所在地

名　称

２．取りまとめ金融機関名

所在地　　茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目5-19

名　称　　常陽銀行東海支店

令和　　年　　月　　日

茨城県東海村長　　山田　　修

銀行　　店様

きりとり

指　定　通　知　書

貴店を地方税法第321条の５第４項の規定にもとづいて当村の村民税・県民税（特別徴収）取扱店に指定しましたので通知します。

１．認 可 番 号　　東貯業２第1965号

２．振替口座番号　　００１４０－２－９６０４７５

３．加 入 者 名　　東海村会計管理者

４．取りまとめ店　　ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター（〒330-9794）

令和　　年　　月　　日

茨城県東海村長　　山田　　修

ゆうちょ銀行　　店様